

たが、本件の處分に關してその後見會津侯保科正之及び幕府の老中に協議し、岡島甚七を使者として藩に下し、八月十九日浦野孫右衛門・浦野兵庫・阿岸掃部・駒澤金左衛門・宇留地平八に切腹を命じ、中村八郎左衛門・仁岸權之助を越中五箇山に流し、阿岸友之助は先に自刃せるを以て刑を量定せず。而して是等諸士の兒孫浦野右衛門九郎・浦野三十郎・阿岸又十郎・阿岸三十郎・阿部權十郎・阿岸六十郎・阿岸鍋吉・阿岸七十郎・宇留地七郎・宇留地又十郎・駒澤才藏は皆同日を以て殺害せられ、その他流刑・追放・扶持放等三十人に及んだ。百姓に在つては、十二月六日久江村道閑を久江の村端に磔し、子兵八・六太夫・萬兵衛を刎首とし、高田村二郎兵衛・能登部下村永屋を梟首、三階村池島・笠師村太左衛門を追放とし、能登部下村上野は牢死したから刑を加へなかつた。

(六)長氏の處分―長連頼に對しては、八月十九日綱紀から命があつた。曰く、凡そ藩内の陪臣にして騒擾する者ある時は、その主君を改易に處する例であるが、長氏は連龍以來最も忠誠であつたから、特典を以て赦免し、鹿島半郡を舊の如く領せしめる。しかし嫡子元連の行爲は不義であつたので、剃髮して下屋敷に蟄居せしめ、嫡孫千松を鞠養して他日家を襲がしめるを要する。且つ領内檢地の事は、之を行ふと行はざると一に連頼の欲する所に任すが、若し行ふ時はその方法一に藩の規定に従ひ、吏員の任免も藩の承認を得ねばならぬと。元連の廢嫡せられた理由は明らかでないが、孫右衛門等が連頼を廢して元連を推戴せんとし、元連も亦稍之を庇保した爲であらう。

元連は種髪して一玄といひ、千松は後に尙連といつた。鹿島半郡は尙連襲封の時に及んで藩有に歸し、代ふるに領内散在の采地を宛行はれた。

ウラノセ 浦能瀬 河北郡能瀬の内の小字。
ウラノマゴエモン 浦野孫右衛門 ↓ウラノジケン 浦野事件。

ウラベヤスカタ ト部安方 白山遊覽圖記に老妻獨語を引いて、養和中ト部安方は京より下り、白山山麓女原の神主となつたが、その子の長といふもの山妖の爲に魅せられて命を失つたことを載せる。恐らくは小説中の人物だらう。

ウラベヨシノブ ト部長暢 ↓オタカラダラ 御寶藏。

ウラボン 孟蘭盆 藩政中では舊七月十四日から孟蘭盆とし、土家・町家の幼童、十三日の夕に淺野川・犀川の河原に出て、麻木の松明を焚いて魂迎をした。之をしやうらいといつたのは精靈迎の譚であらう。十四日から祖先の墓前に詣で、供物をなし、切籠に點火する。十五日は中元で、索麩を佛前に供し、家人も亦之を食する。十六日は町家で奉公人に敷入を許し、地獄の釜の蓋が開くと唱へて、風呂屋も營業を休む。夕景には又河原で松明を焚いて魂送りをする。中元前に當つて、師匠・醫師に半年間の謝儀を贈り、親戚互に贈答することも亦行はれた。この三日間家中の士は郊外野田山の藩祖の墓所に詣で、年寄の職に在るものは特に切籠燈籠を捧げた。

ウラムンザカ 裏門坂 金澤に在つて、舊名を寶園寺谷といふ。此の谷の坂路は寶園寺の裏門前より材木町へ出る往來で、小家が建

てられてゐた。往昔は寶園寺の山門が此の坂路の方に向かつてゐたが、再建の時馬坂口を正面とし、寶園寺谷を裏門口としたのである。此の谷には百々女木の橋下よりつゞいた溪流があつて、それから材木町へ出るまでの風致が、信濃の木曾路に似るといふので木曾坂と雅名せられた。因りて明治四年四月戸籍編成の際、裏門坂の稱を廢し、更に木曾町と町名を建てることにした。

ウリゾメ 賣初 藩政中は一二月二日の夜半より金澤近江町・青草町附近に賣出しを行つたもので、その他の町にはかくの如き股販を極むるものがなかつた。この風は後に市内一般に及んで盛に行はれたが、昭和十五年支那事變中から廢した。

ウリフ 瓜生 ウリ 羽咋郡押水大海庄にある部落。本朝高僧傳に、『釋紹領號『峨山』。姓源。能州瓜生田人。』又洞上聯燈錄に、『姓源氏。本州羽咋郡瓜生人也。』と見えて、瓜生田も瓜田も皆瓜生である。

ウリフエイアン 瓜生榮庵 大聖寺の藩醫。諱は英、字は芳卿、玉華と號した。榮庵はその通稱である。榮庵常に那谷寺の風光を愛したから、歿後天保四年正月、門生等その事を記して碑を寺内に建てた。

ウリフガハ 瓜生川 羽咋郡寶達山の内長谷川谷から流出し、上河合領で大海川へ落ち、流程六軒許。

ウリフヒコベエ 瓜生彦兵衛 父荻原彦兵衛は初め朝倉氏に仕へ、後來つて前田利家に臣事した。その子彦兵衛に至り、母の瓜生氏なるを以て、命によりて之を冒し、知行加増共に九十石を領した。子孫相繼いで藩末に至つた。

ウルシ 漆 能美郡輕海郷に屬する部落。
ウルシジマ 漆島 石川郡吉田漆島の内の小字。

ウルシハラ 漆原 鳳至郡三井郷に屬する部落。
ウルシハラ 漆原 鳳至郡宇出津山分の内の小字。

ウルチ 宇留地 鳳至郡南北郷に屬する部落。穴水來迎院所藏應永廿八年九月三日池田掃部入道善性の判書に、『穴水郷内宇留地山崎分院主分事云々』とあるから、その頃は穴水郷に屬してゐたのである。

ウルチウチ 宇留地氏 長谷部系圖に、信連四男四郎某大屋 庄宇留地之地頭とある。東鑑嘉禎元年六月廿九日に見える長四郎左衛門尉は是であらう。子孫宇留地氏又は宇留地長氏と稱し、長家庶流五家の一つであつたが、寛文七年八月浦野孫右衛門の事に應じ、孫右衛門の曾孫宇留地平八自盡し、その子三人は殺害せられて、家斷絶した。

ウルチシヤ 宇留地社 鳳至郡宇留地の産土神で、寛永十二年三月の棟札には十社權現と記し、文政社號帳にも拾社權現祭神天津彦瓊々杵尊とする。

ウルチヨシツラ 宇留地義連 鳳至郡穴水來迎寺所藏の寄進狀に、『奉寄進田地之事。合四百石者、在所宇留地山崎方云々。弘安元年戊子十月廿七日宇留地七郎右衛門沙彌義連』とある。信連の四男四郎の系に屬するものであらう。
ウロクニン 有祿人 天保三年閏十一月の記録に、『以來有祿人組替并名替・病死之節、